

監 査 結 果 の 公 表

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

平成30年12月27日

魚沼市監査委員 星 野 武 男

魚沼市監査委員 森 山 英 敏

魚 監 第 53 号
平成 30 年 12 月 27 日

魚 沼 市 長 佐 藤 雅 一 様

魚沼市監査委員 星 野 武 男

魚沼市監査委員 森 山 英 敏

平成 30 年度定期監査の結果報告について（提出）

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので提出します。

記

1 監査の対象

北部振興事務所における平成 30 年度の財務に関する事務の執行

2 監査の期間

平成 30 年 11 月 27 日から平成 30 年 12 月 26 日

3 監査の目的

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に定めるところにより適正に処理されているか、また事務の執行が効率的、合理的に行われているかについて、監査を実施した。

4 監査の方法

北部振興事務所における事務について資料の提出を求め、同資料に基づき、関係諸帳票の審査を行うとともに、関係者の説明を聴取し実施した。

5 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていると認めた。